12月26日㊎9時から

「防災ラジオ」に代わる「戸別受信機」の運用が始まります

問 総務課 地域防災係 ⑯番窓口 TEL64・1108

戸別受信機の紹介

●**寸法** 幅220㎜×高さ130㎜×奥行き55㎜

●**重さ** 約850g

●**機能**

・防災行政無線の放送を、自動的に戸別受信機のスピーカーから音声出力します。

※緊急性の高い放送は、最大音量で出力します。

・放送の聞き逃しを防止するため、録音・再生機能を備えています。

・停電時は、自動的に乾電池での動作に切り替わり、ライトが点灯します。

※停電時に備え、必ず乾電池と電源コードを併用しましょう。

電波法の改正により、12月26日㊎をもって防災ラジオで防災行政無線の放送が受信できなくなります。現在、防災行政無線、防災ラジオ、湯浅町公式アプリ「ゆあさポート」、SNS等を活用した情報発信を行っていますが、ゆあさポートを使えない方を対象に戸別受信機の運用を開始します。

■貸与の条件

次の条件に該当する世帯に、戸別受信機1台を無償で貸与します。

①から③のすべてに該当し、かつ④から⑩のいずれかに該当する世帯が対象となります。

すべて

①湯浅町に住所を有し、居住している世帯

②ゆあさポートをダウンロードできない方がいる世帯

③町税等を滞納していない世帯

いずれか

④世帯員全員が75歳以上の世帯

⑤要支援または要介護に認定されている方がいる世帯

⑥身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯

⑦療育手帳の交付を受けている方がいる世帯

⑧精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯

⑨特定医療費（指定難病等）受給者証の交付を受けている方がいる世帯

⑩小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯

■申請方法

湯浅町役場、湯浅えき蔵、総合センター等に設置している「湯浅町防災行政無線戸別受信機貸与申請書」に必要事項を記入・必要書類を添付の上、提出してください。郵送での申請も可能です。

申請書は湯浅町ホームページからもダウンロードできます。

提出先

●湯浅町役場 総務課

●湯浅えき蔵 1階 観光交流センター

●総合センター

▲湯浅町ホームページ

■申請期間

10月1日㊌～11月28日㊎ 8時30分～17時 ※土・日祝日除く

■受渡日・場所

申請受付後、貸与の可否を決定し「湯浅町防災行政無線戸別受信機貸与決定通知書兼引換証」により後日通知します。

■注意事項

●戸別受信機は貸与品です。町外への転出等により不要となった際は、必ず役場に返却してください。なお、湯浅町の防災行政無線の放送以外は受信できません。

●電池の交換は自己負担となります。年に1度の交換をお勧めしています。

●防災ラジオ

防災行政無線の放送は受信できなくなりますが、引き続きラジオとして利用することができます。

廃棄される場合は、小型家電として各ご家庭で廃棄処分をお願いします。

▲防災ラジオ

●湯浅町公式アプリ「ゆあさポート」

防災行政無線により放送する防災情報や町からのお知らせを「音声」や「文字」でお届けするアプリです。スマートフォンや携帯電話をお持ちの方であれば、いつでも、どこでもアプリとして利用が可能です。通信費を除き、利用料は無料です。

湯浅町外にお住まいの方も利用可能で、町外でも情報を受け取ることができます。

その他、町内の避難所情報、各種ハザードマップや広報ゆあさ等も確認することができます。

ぜひ、この機会に便利なアプリゆあさポートをダウンロードしてください。

アプリの使用画面

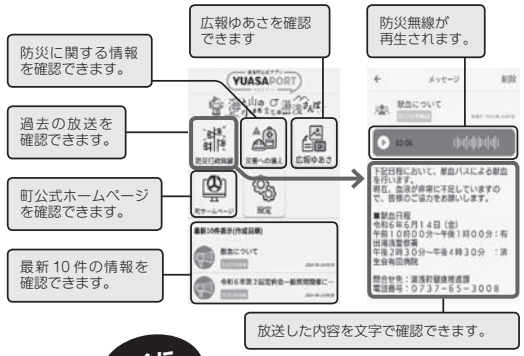

湯浅町公式アプリ YUASAPORT ゆあさポート

◀iOS ◀Android

◀従来型の携帯電話（ガラケー）

すぐにできる！

ゆあさポート初期設定方法

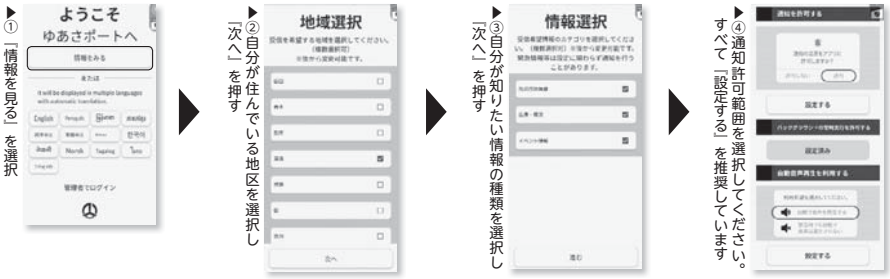

▶①「情報を見る」を選択

▶②自分が住んでいる地区を選択し「次へ」を押す

▶③自分が知りたい情報の種類を選択し「次へ」を押す

▶④通知許可範囲を選択してください。すべて「設定する」を推奨しています